

全日本下の句歌留多協会競技規程

第1章 礼節

1. 競技者は、競技規程を守り、スポーツ精神に則り正々堂々競技すること。
2. 選手は試合前後で礼をすること。また、読み、審判は公正かつ慎重を期して行うこと。
3. 札を取る際は、1枚の札を両手で覆い隠すような取り方をしないこと。
4. 競技においては、性別、年齢、技量、段位等を背景に相手選手に対して抑圧的な態度を取らないこと。
5. 競技中、自らを鼓舞するために強い感情を出すことがあっても、相手選手及びチームを威圧することを目的としてはならない。

第2章 競技様式

1. 試合は3人対3人が対戦するチーム戦で行う。なお、大会等において特別の定めがある場合は4人以上のチームを編成することができる。
2. 選手の位置は相手チームに向って右から「守備」「中堅」「突き」とし、それぞれの位置に1人ずつ座る。
3. シートには競技範囲を施し、正しい位置に取り札を置くこと。各自取り札の範囲、配置は、高さ27cmで札が縦に3枚並ぶ位置に札を配置し、幅は、守備、突きの位置で1m20cm以内、中堅の位置で1m以内とし、守備、中堅、突きの境界をそれぞれ2cm以上あける。
4. シートの競技範囲内に膝等の足を入れてはいけない。また、読みが始まった以降は、競技範囲内のシートを手でたたく行為は行わないこと。
5. 各自の持ち札が4枚以下の場合、配置は中央1m以内とし、2枚の時は中段以上、中央50cm以内、1枚の時は上段中央とする。
6. 各自の持ち札は5枚以上とし、自チームがチームとして14枚以下(5枚切れ)となった以降は各自の持ち札は3枚以上、チームとして8枚以下(3枚切れ)となった以降は自由とする。
7. 中堅、突きは守備の持ち札枚数を超えて札を持つことはできない。ただし、いずれかのチームが5枚切れした以降は両チームとも適用しない。
8. 5枚切れ及び3枚切れに至った後に札が増えた場合は、各自の持ち札の枚数制限は増える前と同じ扱いとする。2場所になった場合の持ち札の制限も同様とする。
9. どちらかのチームの持ち札が2枚になった時は、両チーム中堅の位置を空けて守備と突きが対戦し、どちらかのチームの持ち札が1枚になった時は、先に1枚になったチームの突きの位置で対戦する。いずれの場合も競技する選手はチームの任意とする。

第3章 競技方法

1. 競技は、先に持ち札が無くなったチームの勝ちとする。
2. 取り札は、読み上げられた札の正1枚取りとする。
3. 相手チームの札を取った場合は1枚送る。
4. 札を取ることが出来るのは相対する選手同士とし、それ以外の選手によって札を取る前に動いてしまった取り札は無効とし、取り直しとする。
5. 取り札に関する「あがり」「はいり」「お手付き」の協議は相対する選手同士のみしか行えない。なお、相互の意見により合意できない場合は速やかに審判員の判断に委ねること。
6. 取り札以外に関する相手チームの「持ち札の枚数」「選手移動の回数」「規程違反行為」は相対する選手以外の選手が指摘することができる。
7. 取り札を取る前に、取り札が動いた場合及び取り手以外の部位が触れた場合は、その取り札は無効とし、取り直しとする。
8. 取り札の紛失は、紛失した札が読み上がる前及び後に紛失が分かった場合、札を戻し取り直しとし、ペナルティは「なし」とする。
9. 試合終了後に札の紛失が分かった場合は、試合をやり直すことなく、試合結果を優先する。
10. 送り札は自由であるが、相手選手が確認できるように手渡すこと。札を送り忘れ、次の取り札を読み終えた場合は、送り札は無効とする。送り札が無効となった際に、自チームが5枚切れ及び3枚切れとした場合は、5枚切れ、3枚切れに至っていないため、もとに戻すこととする。

第4章 取り手

1. 読手員が読みに入った場合、前句中、選手は競技範囲内に手を出してはいけない。
2. 札を取る時は指先から手首までとし、それ以外の部位で札に触れた場合は、取り札は無効とし、取り直しとする。
3. 指先から手首までの部位以外の衝突や相手の手を掴む、手を払う、手を押すなど、取り手とは無関係の行為によって取った取り札は無効とし、取り直しとする。ただし、取り手とは無関係の行為を受けてもなお取り札のみに触れた場合は有効とする。

第5章 お手付き

1. 取り札以外の札に触れた場合はお手付きとする。
2. お手付きとなる部位の範囲は取り手である指先から手首までとする。
3. 取り札以外の札が、取り手にぶつかってきた場合はお手付きは無効とする。
4. 相手のお手付き1回につき1枚を相手チームに送る。

5. お手付きは先手、後手いずれも有効とし、一度のモーションであれば取り札以外の数枚の札をお手付きしても1枚として扱う。
6. 相対する選手以外の行動で起きたお手付きは無効とする。
7. 指先から手首までの部位以外の衝突や相手の手を掴む、手を払う、手を押すなど、取り手とは無関係の行為を受けて取り札以外の札に触れた場合のお手付きは無効とする。

第6章 選手移動

1. 選手移動の回数は、1試合につき3回までとする。2場所及び1場所になる際の選手移動は回数に含まないこととする。ただし、一度抜け出した選手が戻る場合は移動回数に含むこととする。
2. 選手移動は、対戦チーム交互に移動の権利を有することとするが、どちらかのチームが5枚切れするまでは、読み上がり札3声、5枚切れ以降は1声で交互に権利を有する。ただし、読み上がり4声以上または2声以上が経過した場合は交互の権利はリセットされ、新たに選手移動する旨を発したチームが優先権を持つ。
3. 相手チームが移動できる順番において移動の権利を行使しない場合は、相手チームに確認し、移動の権利が主張されなければ移動できる。相手チームは移動の権利を行使しない場合でも移動の権利を1回行使したこととする。
4. 選手移動する際は、相手チームの札移動ができなくなるため（3声または1声）、移動前に相手チーム内の札の移動有無を確認し、了解の上移動すること。

第7章 待った

1. 「待った」は前句読み中に1回とする。取り札の読みに入ってから「待った」は無効とし、その「待った」前の取り手は有効、「待った」後の取り手は無効とする。
2. 「待ったなし」の状態「待った」をかけた場合、「待った」をかけたチームはペナルティとして相手チームから「1枚もらう」。
3. 「待った」がかかったものの読み上げられてしまった場合、「待った」をかけたシートを含め、他のシートすべてで読み直しとする。読み上げられた札が返し札の場合、「待った」のカウントは0回に戻る。ただし、選手の移動は札が出ていないので移動の権利は移らない。

第8章 読手員ガイドライン

1. 読手員は、歌留多競技及び大会等において、常に公平・公正に読むこと。
2. 読み方は自由ではあるが、本ガイドラインに基づく読み方は順守すること。
3. 読み始めの1枚は空読みする。
4. 読まれる前の読み札は机等に置くこととし、次札を読み上げる際は前句の1枚を取り上

げること。

5. 次札をめくるタイミングは、前句の最終2ないしは3文字前にめくること。
6. 前句最終語尾から次の読み札の語頭を読むまでの長さは同じにすること。次の読み札が読まれる前に次の札が分かるような極端な余韻の長短、強弱をつけて読まないこと。
7. 自重札の入りは、同音の札と同じように読むこととし、自重札どうしの読みも極端な余韻の長短、強弱をつけて読まないこと。
×い～まーひと → ○いまーひと ×ひーとーこそ → ○ひとーこそ
×みーをー一つく → ○みをー一つく ×わーがーころ → ○わがーころ
8. 半自重札の入りは、同音の札と同じように読むこととし、半自重札どうしの読みも極端な余韻の長短、強弱をつけて読まないこと。

第9章 審判員ガイドライン

1. 審判員は、本規程及び大会等の規程等に基づき、公平・公正に審判すること。
2. 大会では、審判員を必ず配置すること。
3. 大会参加者は、主催者から要請があった場合は、審判員を担うこと。
4. 審判員は、競技範囲の両端に座ること。また、必要に応じて、中堅を見る審判員を配置することとし、その場合、他の競技者に支障が出ない場所で審判を行うこと。

附則

この規定は昭和42年3月より施行する。

本規定を改正し、平成5年3月より施行する。

本規定を改正し、平成27年10月31日より施行する。

本規程を改正し、令和元年10月19日より施行する。

本規程を改正し、令和6年10月26日より施行する。